

# 投稿規程細則

## 第1章 総則

1. 仙台大学紀要「投稿規程」第12条に基づき、「投稿規程細則」を以下のように定める。
  2. 原稿の提出  
投稿論文の提出は年2回とする。当該年度の第1号は5月31日、第2号は11月30日を期限（厳守として、紀要編集委員会（研究支援部学術会事務課宛）に以下の原稿等を提出する。提出の際は1）～4）をPDF形式に変換し電子メールで提出する。
    - 1) 紀要投稿申請書
    - 2) 表紙（著者情報あり）
    - 3) 論文一式（下記を一括する）
      - ・表紙（著者情報なし）
      - ・抄録
      - ・論文本文\*
    - 4) 図表（一括が望ましい）  
写真の解像度は330ppi以上に設定する。  
原稿の書式は、「執筆要領」に従って作成するものとする。
- \*【注記】公平な審査を期するため、本文中に倫理審査会の所属機関名（例、「〇〇大学倫理審査会」、「筆頭者の所属する機関内の倫理審査会」などとする、利益相反、謝辞は記載しないものとする。これらは投稿時に学術会事務課へ提出する「表紙」該当欄へ記載するものとし、論文受理「掲載可」後に書き加えられる。
3. 原稿の種類の設定  
投稿者はあらかじめ原稿の種類を設定し、原稿表紙にその種別を指定する（「表紙記入例」参照）。
  4. 投稿論文の受付日・受理日  
投稿論文は紀要編集委員会に提出した日を「受付日」とし、本編集委員会による掲載承諾日を「受理日」とする。
  5. 投稿論文の審査  
投稿論文の審査は、第2章「論文審査方法」に従って行うものとする。
  6. 再投稿論文の提出  
審査結果に基づいて紀要編集委員会から修正を求められた論文は、編集委員会が指定する期日までに再提出するものとする。再提出に当たっては加筆・修正した箇所が確認できるように下線や朱書き等した修正論文を提出する。また、審査員による「審査結果報告書」に対する回答書を審査員別に提出する。なお、編集委員会が指定する期日を過ぎて再提出された論文は次号以降に掲載する論文として扱うものとする。

## 7. 投稿論文の掲載時期

投稿論文の掲載時期は、審査の進捗状況や編集上の都合等により、次号以降となる場合がある。

## 8. 受理後の論文修正の可否

受理された論文は、紀要編集委員会が修正を要求した箇所以外に、本委員会の承認なしに変更を加えてはならない。

## 9. 投稿論文の校正

論文の校正に際して、印刷上の誤植・脱字以外の語句の修正や、投稿原稿にない語句の挿入および図表等の修正は認められない。

## 10. 著者校正は、原則として2回までとする。

## 11. 論文の別刷りは30部まで無料とし、希望する場合は有料で増刷できる。

## 第2章 論文審査方法

### 1. 編集の指針

仙台大学が体育・スポーツ・健康系の大学であることに鑑み、「体育学研究」（一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会学会誌）の論文種別他を基本的指針としつつも従来の基礎的研究のみだけでなく、「スポーツパフォーマンス研究」（日本スポーツパフォーマンス学会編）その他最近の研究動向を踏まえ、特に実践的・事例的研究を奨励するものである。従って、その観点から論文を審査ならびに編集する方針を採るものとする。

### 2. 審査員の選出

紀要編集委員会は、当該研究論文の審査員として、同分野に精通した適切な本学専任教員2名（投稿規程第9条）を選出し依頼する。審査員の氏名は公表しない。

### 3. 審査期間

新規投稿論文の審査期間は2週間とし、再投稿論文は1週間とする。

### 4. 審査結果報告書の提出

審査員は、本審査方法に従って論文を適切に審査し、「審査結果報告書」をもって期間内に編集委員会に報告しなければならない。

### 5. 審査結果報告書の送付

審査員が作成した「審査結果報告書」は、編集委員会が取りまとめた後、審査員名を伏して投稿者に送付する。「審査結果報告書」は第三者に開示しない。

### 6. 新規投稿論文の審査

1) 審査員による判定の種別は、A（掲載可）、

- B（修正再審査）、C（掲載不可）とし、その基準を以下の通りとする。
- A判定：誤字・脱字等を含めて修正の必要がなく、そのまま掲載が可能な論文。
- B判定：誤字・脱字等を含めて修正が必要な論文。
- C判定：論文の内容に修正不可能な重大な問題があり、掲載が不適切な論文。
- 2) 編集委員会は審査員の判定に基づき、論文掲載の可否を以下のように決定する。
- (A, A) の場合「掲載可」
- (A, B), (B, B) の場合「修正再審査」
- (C, C) の場合「掲載不可」
- 2名の審査員のうち一方がC判定とした場合、編集委員会は第3審査員を選出し審査を依頼、3名の判定により以下のようにする。
- (A, C, A) の場合「掲載可」
- (A, C, B) の場合「修正再審査」
- (A, C, C) の場合「掲載不可」
- (B, C, A) の場合「修正再審査」
- (B, C, B) の場合「修正再審査」
- (B, C, C) の場合「掲載不可」
- 3) 編集委員会は審査結果を速やかに投稿者および審査員に通知する。
- (1) AおよびC判定の場合は、編集委員会が全審査員の判定と所見を取りまとめた上で投稿者に送付する。
- (2) B判定の場合は、編集委員会が全審査員の判定と所見を取りまとめた上で投稿者に送付し、修正論文および著者回答書の提出を求める。
7. 再投稿論文の審査
- 1) 再提出論文はB判定とした審査員が再度審査する。
- 2) 再審査の結果により、以下の基準で審査結果を決定する。
- (1) それまでの審査と合わせA判定が2つの場合は「掲載可」、C判定が2つの場合は「掲載不可」とする。
- (2) 初めてC判定がついた(A, C)(B, C)の場合は、上記6-2)に従う。
- (3) B判定の場合は「修正再審査」とする。
- 3) 審査結果は、上記6-3)に従って投稿者に通知する。
- 4) 以下、繰り返される再提出に対しては同じ手順を繰り返す。但し、3回目からの審査においては編集委員会の判断を優先させることがある。
8. 審査に当たっての留意事項
- 1) 審査員は判定に際して、投稿者が指定した原稿の種類に応じた観点から判定する。
- 2) 原則として、2回目以降の審査においては、新たな事柄の指摘あるいは追加修正を求めることができない。少なくとも論文の根幹に関わるような重大な問題点については、初回審査時に漏らさず指摘しておかなければならない。
- 3) B判定（「修正再審査」）の場合は、A判定（「掲載可」）となるための加筆・修正条件を具体的に挙げるものとする。
- 4) 審査員は、「審査結果報告書」の所見内容がそのまま投稿者に伝えられることを念頭におき、指摘事項を具体的かつ適確に記載しなければならない。
- 5) 審査員は審査期間中、投稿者、他の審査員および編集委員と審査に関わる連絡を取ることにはできない。また審査によって知り得た内容（情報）はもちろんのこと、審査に関わる一切の事項は秘密にしなければならない。
- 6) 国内および国際的な発表を視野に入れて審査に当たり、より適切な種類への変更、その他、「編集の指針」を踏まえた助言を行う等、教育的観点から審査を行うものとする。
- 7) 学会参加報告（Conference Report）の学術的会議や会合とは、学術的団体が開催する会議（自治体・民間団体が開催する学術的会合含む）、例えば、学会、研究会、講演会、研修会（海外研修含む）、講習会、企業セミナーを指すものである。
- 附 則 本細則は平成22年4月1日から適用する。
- 附 則 本細則は令和2年4月1日から適用する。
- 附 則 本細則は令和4年4月1日から適用する。